

第7回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年7月26日(木) 開 会：13時30分
閉 会：17時00分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 2F共用会議室G
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所副主任
鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課課長補佐、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第29号 周南市教育委員会規則等の公布に関する規則の一部を改正する規則制定について
3	議案第30号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第31号 周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について
5	議案第32号 周南市青少年育成センターの設置に関する規則の一部を改正する規則制定について
6	議案第33号 平成31年度使用周南市小学校「特別の教科 道徳」以外の教科用図書及び平成31年度使用周南市中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

- 7 委員会協議会 (1) 8月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 徳山駅前図書館より報告
(報告者：中央図書館長)
- (3) 7月の豪雨災害、ブロック塀一斉点検の報告
(報告者：教育部長)

教育長

ただ今から「平成30年第7回教育委員会定例会」を開催いたします。
審議に入る前に、この度、私と片山委員が本日付けで再任ということになりました。
まずは、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

本日付けをもちまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条により、市議会の同意を得て、市長の任命をもって、今朝、辞令をいただきました。今日から3年間、第2期ということで務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり様々な教育課題が、山積している中でありますけれども、久行部長をはじめとする市の職員の皆さん、そして教育関係、指導主事の皆さん、さらに教育委員の皆さん、また様々な皆さんの協力をいただきまして、地教行法における「教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表する」との私の任務のもと、様々な課題解決に向けて、皆さまと協力しながら果敢に挑戦して参りたいということで、気持ちを新たにしているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、職務代理者ですが、引き続き、池永委員に是非ともお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは片山委員からも、一言ご挨拶をお願いいたします。

片山委員

同じく、先ほど市長より教育委員の辞令をいただきました。前期につきましては、皆さまのご指導のおかげで無事務めることができました。大変ありがとうございました。引き続きということで、今日、辞令をいただいたわけですが、教育についてはあまり詳しくはないのですが、違った面でのいろいろな見方を期待していると市長からお言葉をいただきました。微力ではありますが、任期中は、一生懸命頑張らせていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

教育長

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の会議録署名委員は、松田委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

教育長

続いて日程第2、議案第29号「周南市教育委員会規則等の公布に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件については、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第29号「周南市教育委員会規則等の公布に関する規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則、告示、公示その他の規程で公表を要するものの公告式について定めており、第2条第1項において、周南市教育委員会規則の公布に係る掲示場を規定しております。

具体的な改正内容でございますが、既にお知らせしておりますとおり、教育委員会事務局は、8月6日より新たな庁舎において執務することとなります。これに伴い、既存施設の用途が廃止となることから、本規則第2条第1項第1号で定める「周南市教育委員会事務局前」については、削除する必要が生じました。

また、同項2号及び3号につきましては、「周南市公告式条例」第1条に規定する掲示場と同様でありますことから、このたび第2条第1項中「、次の掲示場に掲示する。」を「、周南市公告式条例第1条に定める掲示場に掲示して行う。」に改め、同項第1号から第3号までを削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件につきましてご質問ありませんか。

池永委員

「公告式」という言葉を初めて知ったのですが、行政に関わるような言葉なのでしょうか。辞典で調べても、「公告式」という言葉が出てこなくて、「公告」はあるのですが。

教育部長

地方自治法第16条の見出しに「条例及び規則の公告式」と出てきます。条例及び規則の制定又は改廃など、住民等に広く知らせる手続きは、地方公共団体が住民等に対して公に広く告知する行為であることから、その方式として「公告式」と呼ばれるものでございます。

池永委員

分りました。

教育長

その他、ご質問はありませんか。

それでは、議案第29号を決定いたします。

3	議案第30号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長

続きまして日程第3、議案第30号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましても、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第30号の周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

次に5ページから8ページをご覧ください。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づき、本市の教育委員会の権限に属する事務を処理するための内部組織を定めております。

具体的な改正内容でございますが、先程の議案第29号においてご説明しましたとおり、8月6日より、新庁舎にて執務を行うこととなっておりますことから、第3条で定める事務局の位置について、「毛利町2丁目2番地」から「岐山通1丁目1番地」に改めます。

次に、別表第2中「(12)教育施設間の文書連絡に関すること。」につきまして、現在、市長部局において、行っております文書通送業務に統合し実施することになりましたことから、別表第2中から削除し、5ページから6ページに記載しておりますとおりに改めることといたします。

また、8ページに示しておりますとおり、別表第3中の「事務局新南陽総合出張所」の事務分掌中、(8)学校施設及び教員住宅の使用に関すること、

「事務局熊毛総合出張所」の事務分掌中、(8)学校施設及び教員住宅の使用に関すること、「事務局鹿野総合出張所」の事務分掌中、(8)学校施設及び教員住宅の使用に関すること、につきましては、既に各総合出張所が事務を所掌する教員住宅は廃止されておりますことから、このたび、それぞれの「及び教員住宅」を削除し、「学校施設の使用に関すること。」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第30号を決定いたします。

4	議案第31号 周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について
---	---

教育長

続きまして日程第4、議案第31号「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましても、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第31号 周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。議案書9ページをご覧ください

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づき、教育委

員会の権限に属する事務の一部を教育長へ委任すること等について定めており、同条第2項の規定を踏まえ、教育長に委任せず、合議制の教育委員会が自ら責任を持って執行する事務として本規則第2条において具体的にお示ししているところでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定されている「幼保連携型認定こども園に関する意見聴取」でございますが、本市において、これまで公立の幼保連携型認定こども園を設置していなかったことから、本規則に条文化しておりませんでした。

しかしながら、このたび、補助執行事務として幼児教育を担う市長部局における公立の幼保連携型認定こども園に係る今後の取り組み方針等を見据え、本規則の一部改正をお願いするものでございます。

具体的な改正内容でございますが、本規則第2条第12号に規定しております条文を削除し、新たに「法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。」を加えることにより、幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を述べること、及び、削除しました本規則第2条第12号と同意文である法第29条の議会の議決を経るべき議案に関する教育委員会の意見を述べることを担保しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第31号を決定いたします。

5	議案第32号 周南市青少年育成センターの設置に関する規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長

続きまして日程第5、議案第32号「周南市青少年育成センターの設置に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第32号、周南市青少年育成センターの設置に関する規則の一部を改正する規則制定について、説明いたします。

議案書は、12ページから14ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号によるものでございます。

今回の改正は、教育委員会事務局の移転に伴うものであり、14ページの新旧対照表にございますように、青少年育成センターの位置を岐山通1丁目1番地に改正するものです。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第32号を決定いたします。

6	議案第33号 平成31年度使用周南市小学校「特別の教科 道徳」以外の教科用図書及び平成31年度使用周南市中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について
---	--

教育長

続いて、日程第6、議案第33号「平成31年度使用周南市小学校「特別の教科 道徳」以外の教科用図書及び平成31年度使用周南市中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」ですが、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、秘密会とすることをお諮りいたします。

教育長

これより採決を行います。議案第33号について、秘密会にて審議することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

※ 委員全員が挙手

それでは、全員挙手をいただいたということで、議案第33号を、秘密会とすることに決定いたします。

教育長

それでは、議案第33号を、秘密会とすることに決定いたします。
ここで、暫時休憩いたします。

【これより秘密会：会議録は別に作成】

教育長

それでは、議案第33号を決定いたします。

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成30年第7回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松田 敬子 委員 _____

片山 研治 委員 _____